

様式第 15 (第 14 条関係)

取得財産等管理明細表

「単価・工事経費」が税抜き 50 万を超える場合に、本様式への記載が必要となります。

補助事業者名：株式会社とちまる製菓

(単位：円)

区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	処分制限期間(年)	備考
レイアウト変更工事 (出入口等)	—	1 式	1,000,000	1,000,000	R4. 1. 17	宇都宮直売所	10	

検収・検査した日を記載してください。

(注)

- 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が地域企業感染症対策施設等支援補助金交付要領第 15 条第 1 項に定める処分制限額（税抜き 50 万円）以上の財産とする。
- 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

経済産業省が定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」を確認の上、該当する処分制限期間を記載してください。

【参照】(経済産業省ホームページ)

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/org\\_daijin\\_kaikei2.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html)

【例】

施設改装工事

主として金属製のもの…18 年

その他のもの…10 年

空気調和設備・換気設備の設置

空気調和設備 (22 k w以下) …13 年

その他のもの…15 年